和歌山県みどりの食料システム基本計画(案)概要

1. 計画作成の趣旨

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」※(令和4年法律第37号)の第16条第1項の規定に基づき、農林漁業者の環境への負荷の低減を図るための取組(環境負荷低減事業活動)の促進を図ることを目的として、県内市町村と共同し、本県における環境負荷の低減に関する目標や農林漁業者に求められる事業活動の内容等の事項を定めるものです。

※農林水産業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない経済の発展等を図るため、 環境と調和のとれた食料システム確立に関する基本理念を定め、認定制度を創設。

制度: 県基本計画に基づき、県が農林漁業者の環境負荷低減に資する取組を認定

取組: 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減の取組を一体的に行う活動、農林漁業由来の

温室効果ガス排出削減に資する活動等 = 「環境負荷低減事業活動」と定義

2. 計画に定める主な事項

(1) 計画の期間

令和5年度~令和12年度 (「和歌山県有機農業推進計画」に準ずる期間)

(2) 計画の目標

有機農業取組面積 (R2) 103 ha → (R12) 200 ha

有機農業取組農家数 (R2) 110 戸 → (R12) 160 戸

(「和歌山県有機農業推進計画」に基づく目標)

(3) 環境負荷低減事業活動の内容に関すること

生産者が取り組む内容(認定制度の対象となる取組)

- 1 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動
- 2 温室効果ガス排出量の削減に資する事業活動(畜産業、林業、水産業含む)

3. 計画等に基づく事業者の支援措置

農林漁業者等が作成し、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた実施計画に 従って設備等を導入する場合、税制、融資等に関する特例が適用されます。